

| 令和4年 第12回 ふじみ野市農業委員会総会議事録 | | | | | | | |
|---------------------------|------------|-------------|---------|-----------------------|----------|-----|-----|
| 招集日時 | 令和4年12月21日 | | 開会場所 | ふじみ野市役所本庁舎5階 A大会議室 | | | |
| 開会の日時 及び宣告者 | 開 会 | 令和4年12月21日 | 午後1時30分 | 議長 | | | |
| | 閉 会 | 令和4年12月21日 | 午後1時55分 | 議長 | | | |
| 議 長 | 粕 谷 雄 一 | | | | | | |
| No. | 氏 名 | | 出欠 | No. | 氏 名 | | 出欠 |
| 1 | 久保田 清 | | 出 | 10 | 鈴木 智之 | | 出 |
| 2 | 柳川 嗣於 | | 出 | 11 | 浅海 伊佐男 | | 出 |
| 3 | 横山 一明 | | 出 | 12 | 岡部 昭 | | 出 |
| 4 | 嶋田 利行 | | 出 | 13 | 谷田 峰男 | | 出 |
| 5 | 原田 一 | | 出 | 14 | 粕谷 雄一 | | 出 |
| 6 | 近藤 広巳 | | 出 | 15 | 有山 茂幸(最) | | 出 |
| 7 | 岸 勇 | | 出 | 16 | 宮寺 康夫(最) | | 出 |
| 8 | 神木 茂 | | 出 | 17 | 新井 正一(最) | | 出 |
| 9 | 塩野 和義 | | 出 | | | | |
| 出席者数 | | 農業委員 | | 定数 | 14名 | 出席者 | 14名 |
| | | 農地利用最適化推進委員 | | 定数 | 3名 | 出席者 | 3名 |
| 議事参与(説明者) | | | | 書 記 | | | |
| 葛籠貫 智 洋 | | | | | | | |
| 島 村 雄 大 | | | | | | | |
| 有 山 俊 夫 | | | | | | | |

| | |
|-------------------------|--|
| <p>その他重要と 認める事項</p> | |
| | <p>上記会議の結果を記載し、その相違なきを証するためここに署名します。</p> <p>令和4年12月21日</p> <p>議長 印</p> <p>署名委員 印</p> <p>署名委員 印</p> |

| | | |
|------|-----|---|
| | | ふじみ野市農業委員会会長は、令和4年12月21日、午後1時30分、ふじみ野市役所本庁舎5階A大会議室に農業委員会を招集した。 |
| 日程第1 | 議長 | 議長は午後1時30分、委員の過半数が出席したので、開会を宣言した。 |
| 日程第2 | 議長 | 議事録署名委員に2番・13番委員を指名する。 |
| 日程第3 | 議長 | 日程第3、報告第29号、農地法第3条の3第1項の規定による権利取得の届出に関する件、2件を報告します。 事務局に報告書の朗読を求めます。 |
| 日程第4 | 事務局 | 報告書朗読。 |
| | 議長 | 質疑を求めます。 |
| | 全委員 | なし。 |
| 日程第4 | 議長 | 報告案件ですので、報告第29号について終了します。 |
| | 議長 | 日程第4、報告第30号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出に関する件、3件を報告します。 事務局に報告書の朗読を求めます。 |
| | 事務局 | 報告書朗読。 |
| 日程第5 | 議長 | 質疑を求めます。 |
| | 全委員 | なし。 |
| | 議長 | 報告案件ですので、報告第30号について終了します。 |
| 日程第5 | 議長 | 日程第5、報告第31号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出に関する件、4件を報告します。 事務局に報告書の朗読を求めます。 |
| | 事務局 | 報告書朗読。 |
| | 議長 | 質疑を求めます。 |
| 日程第5 | 全委員 | なし。 |
| | 議長 | 報告案件ですので、報告第31号について終了します。 |

| | | |
|--------------|---|--|
| <p>日程第 6</p> | <p>議 長</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p> <p>17 番委員</p> <p>議 長</p> <p>1 番委員</p> <p>議 長</p> <p>全 委 員</p> <p>議 長</p> <p>全 委 員</p> <p>議 長</p> | <p>日程第 6 議案第 30 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に関する件、2 件を議題とします。</p> <p>1 番の案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>議案書朗読、説明。</p> <p>申請人は、富士見市内の賃貸物件にて生活しており子供の成長につれ住まいも手狭になってきたため住宅の建築を計画しています。近隣で市街化区域内でも適地を探しましたが条件に合う土地がなかったため、親に相談したところ親名義の土地を贈与してもらい同意を得ましたので、この土地を申請地と考えました。申請地は親が居住する家と隣接しており、子の面倒を見てもらえ将来的に親の面倒を見るにも環境が良い土地です。</p> <p>農地の区分は、概ね 10 ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第 2 種農地と判断します。</p> <p>この案件について、現地調査を行った委員さんから説明をお願いします。</p> <p>12 月 15 日に 16 番委員、事務局の 3 人で現地調査を行いました。畑は草もなくきれいになっていました。特に問題ないと思います。</p> <p>地元委員さんは何かありますか。</p> <p>特に問題無いと思います。</p> <p>質疑はありますか。</p> <p>なし。</p> <p>質疑がないようでしたら、承認してもよろしいですか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なし賛成により、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。</p> |
|--------------|---|--|

| | | |
|--|---|---|
| | <p>議 長</p> <p>事 務 局</p> | <p>2 番の案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>議案書朗読、説明。</p> <p>本案件は、令和 2 年 1 月に許可された案件で、ふじみ野市の放置自転車管理事務所が埼玉県県土整備事務所の実施する 2 5 4 バイパス福岡高架橋耐震補強工事に伴い令和 2 年 1 月から令和 5 年 1 月までの 3 年間の予定で申請地に移転していき、今回はその工事が延長したことに伴う一時転用の再申請となります。工事や移転が完了後原状に復旧し所有者へ返却します。</p> <p>農地の区分は、農振地域内にある農用地で原則として許可することはできませんが、申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められますので例外基準は満たしています。</p> <p>また、水道管、公共下水管又はガス管のうち 2 種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であり、農地から 5 0 0 メートル以内に 2 以上の教育施設、医療施設、公共施設等が存在しますので、第 3 種農地と判断します。</p> |
| | <p>議 長</p> <p>16 番委員</p> | <p>この案件について、現地調査を行った委員さんから説明をお願いします。</p> <p>1 2 月 1 5 日に 1 7 番委員、事務局の 3 人で現地調査を行いました。事務所があるのは確認しました。特に問題ないと思います。</p> |
| | <p>議 長</p> <p>2 番委員</p> <p>議 長</p> <p>全 委 員</p> | <p>地元委員さんは何かありますか。</p> <p>問題無いと思います。</p> <p>質疑はありますか。</p> <p>なし。</p> |

| | | |
|------|-----|--|
| 日程第7 | 議長 | 質疑がないようでしたら、承認してもよろしいですか。 |
| | 全委員 | 異議なし。 |
| | 議長 | 異議なし賛成により、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。 |
| | 議長 | 議案第30号について終了します。 |
| 日程第8 | 議長 | 日程第7、議案第31号、生産緑地取得の斡旋について、1件を議題とします。 |
| | 事務局 | 案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。 議案書朗読、説明。 この案件は、令和4年10月の総会で生産緑地の主たる従事者証明についての議案にて審議した案件です。 審議後に買取り申出者は市に対して買取り申出を行いました。市が買取りを希望しないため、生産緑地法第13条の規定に基づき市から農業委員会へ斡旋の依頼がありました。 今後期日までに買取希望がない場合は生産緑地の解除となります。 質疑はありますか。 |
| | 議長 | なし。 |
| | 全委員 | 買取り希望の申出がありましたら令和5年1月12日までに事務局へ連絡をお願いします。 |
| 日程第8 | 議長 | 議案第31号について終了します。 |
| | 議長 | 日程第8、議案第32号、事業計画の認定について、1件を議題とします。 |
| | 事務局 | 案件について、事務局から議案の朗読及び説明を求めます。 議案書朗読、説明。 この案件は、都市農地貸借円滑法の制度を利用した申請となります。この法律が平成30年9月1日に施行されたことにより、生産緑地で相続税納税猶予制度の適用を受けている農地 |
| | 議長 | |

| | | |
|--|---|--|
| | <p>議長</p> <p>17番委員</p> <p>議長</p> <p>15番委員</p> <p>議長</p> <p>全委員</p> <p>議長</p> <p>全委員</p> <p>議長</p> <p>議長</p> | <p>の貸借や、貸借中に相続が発生した場合にその生産緑地は相続税納税猶予制度の適用を受けることができるようになりました。</p> <p>この案件について、現地調査を行った委員さんから説明をお願いします。</p> <p>12月15日に16番委員、事務局の3人で現地調査を行いました。観光農園や畑としてもきれいになっていました。特に問題ないと思います。</p> <p>地元委員さんは何かありますか。</p> <p>12月16日申請者本人と現地確認をしました。既にブルーベリー、ビワ、キュウイ、柿などの木がありました。また、農業用トラック、トラクター、マルチャー、運搬機などを所有しています。問題無いと思います。</p> <p>質疑はありますか。</p> <p>なし。</p> <p>質疑がないようでしたら、承認してもよろしいですか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なし賛成により、申請のとおり認定します。</p> <p>議案第32号について終了します。</p> <p>本日の報告並びに議案全てについて、慎重審議していただきましてありがとうございました。これを持ちまして、令和4年第12回ふじみ野市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。</p> <p>(終了 午後1時55分)</p> |
|--|---|--|